

2026 年 5 月 15 日
株式会社ゆうちょ銀行

株主優待制度の拡充に関するお知らせ

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之、以下「ゆうちょ銀行」）は、株主優待制度の内容を拡充することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 株主優待制度拡充の理由

ゆうちょ銀行では、株主さまの日頃からのご支援に感謝するとともに、ゆうちょ銀行株式への投資魅力を高め、より多くの方々にゆうちょ銀行株式を保有していただくことを目的に、2022 年より株主優待制度を導入しています。

今般、ゆうちょ銀行株式を長期にわたり保有いただいている株主さまに更なる感謝の意を表すとともに、多くの株主さまにゆうちょ銀行株式を継続的に保有していただくことを目的として、株主優待制度の内容を拡充します。

2. 株主優待制度拡充の内容

当行株式を 3 年以上継続保有する株主さまを対象に、長期保有優遇を新設します。

(1) 現行の内容 (注) 2026 年 3 月 31 日を基準とする株主優待制度まで適用します。

保有株式数	優待内容
500 株以上	3,000 円相当のカタログギフト

(2) 変更後の内容 (注) 2027 年 3 月 31 日を基準とする株主優待制度から適用します。

保有株式数	優待内容	
500 株以上	継続保有 3 年未満	継続保有 3 年以上（長期保有優遇）
	3,000 円相当のカタログギフト	5,000 円相当のカタログギフト

(3) 長期保有の判定について

- ・長期保有優遇における保有期間の判定は、基準日から過去 3 年間に遡って行います。初回は 2024 年 3 月 31 日以降当行株式を継続保有している株主さまが対象となります。
- ・継続保有期間 3 年以上とは、当行株主名簿（3 月 31 日および 9 月 30 日）に同一株主番号で 7 回以上連続して記録されていることを指します。
なお、同一の株主番号記録の連続性が中断した場合（株主名簿記録後に当行株式をすべて売却し再度当行株式を購入した場合や相続により名義人が変更になった場合等）は、継続保有の要件を満たさないものとします。
- ・保有株式数は、直近の基準日（3 月 31 日）時点で判定いたします。

3. 適用開始時期

本変更は、2027 年 3 月 31 日を基準日とする株主優待から適用します。

※2026 年 3 月 31 日を基準日とする株主優待制度は、現行の内容を適用します。

(参考) 株主優待制度拡充の詳細はゆうちょ銀行 Web サイトでご確認いただけます。

(URL) https://www.jp-bank.japanpost.jp/ir/stock/ir_stk_yutai.html#gaiyo

【お客さまのお問い合わせ先】

ゆうちょコールセンター

0120-108-420

[受付時間：ゆうちょ銀行 Web サイトの[お問い合わせページ](#)でご確認ください。]

※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。

※IP 電話等一部ご利用いただけない場合があります。

※ご利用の際は、発信者番号を通知してください。

(電話機が非通知設定の方は、上記の電話番号の最初に 186 を付けてお掛けください)